０７．５２

個人又は法人を対象とした手数料等の減免について（特施令９条、手数料令１条の２）（特）

１．減免の要件及び内容

「表１」の第１欄に掲げる手数料等について、減免に係る申請書を提出する日において同表の第２欄の要件に該当する者が、自己の出願についての出願審査の請求の手数料又は自己の特許権に係る第１年分から第１０年分までの特許料の減免に係る申請書を提出した場合には、それぞれ同表の第３欄に掲げる措置を行う（特１０９条、１９５条の２、特施令９条、１１条１項、１２条１項、２項、手数料令１条の２、１条の３第１項、１条の４第１項、２項）。

なお、減免に係る申請書は、出願審査請求書[注1]又は特許料納付書の提出と同時に（特許料の免除を受ける者にあっては、特許法第１０８条第１項に規定する期間内に）提出しなければならない（特施規７２条２項、７３条２項）。

「表１」

手数料等	要件	措置内容
（１）出願審査の請求の手数料	ア．生活保護法第１１条第１項各号に掲げる扶助を受けていること	免除
	イ.市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ.個人所得税が課されていないこと	１／２に軽減
	エ.個人事業税が課されていないこと	１／２に軽減
	オ.資本金３億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない法人	１／２に軽減
（２）第１年分から第１０年分までの特許料	ア.生活保護法第１１条第１項各号に掲げる扶助を受けていること	免除（第１年分から第３年分まで）
		１／２に軽減（第４年分から第１０年分まで）

（２）第１年分から第１０年分までの特許料	イ.市町村民税が課されていないこと	免除（第１年分から第３年分まで）
		１／２に軽減（第４年分から第１０年分まで）
	ウ.個人所得税が課されていないこと	１／２に軽減
	エ.個人事業税が課されていないこと	１／２に軽減
	オ.資本金３億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない法人	１／２に軽減

２．申請書に添付する証明書[注2]

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる（特施規７４条柱書）。

実務上、減免の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第７２条又は第７３条の規定に従って適式に減免に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合においては以下のとおりとする。

（１）個人の場合

「表２」の要件のいずれかに該当する個人が、申請書に添付する証明書は、同表の右欄に掲げるものである（特施令１１条１項、手数料令１条の３第１項、特施規７４条１号から４号）。

「表２」

要　　件	証　明　書
ア．生活保護法第１１条第１項各号に掲げる扶助を受けていること	生活保護証明書（写しも可）
イ．市町村民税が課せられていないこと（注１）	市町村民税非課税証明書（写しも可）
ウ．所得税が課せられていないこと（注２）	所得税非課税証明書（写しも可）
エ．事業税が課されていないこと（注３）	事業税に係る納税証明書（写しも可）

（注１）所得税法第２条第１項第５号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）については、同法第２３条から第３５条まで及び第６９条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が１５０万円以下であること（手数料令１条の２第１号ロ、特施令９条１号ロ、特施規７０条１項、２

項）。

（注２）非居住者については、所得税法第２３条から第３５条まで及び第６９条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が２５０万円以下であること（手数料令１条の２第１号ハ、特施令９条１号ハ、特施規７０条１項、３項）。

（注３）非居住者については、所得税法第２６条及び第２７条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得を合算した金額が２９０万円以下であること（手数料令１条の２第１号ニ、特施令９条１号ニ、特施規７０条４項、５項）。

（２）法人の場合

「表３」のア.からウ．までのすべての要件を満たす法人が申請書に添付する証明書は、法人の類型により同表の右欄に掲げるものである（特施令１１条１項、手数料令１条の３第1項、特施規７４条５号）。

「表３」

法人の類型	要件及び証明書		
	ア．資本金３億円以下であること（注１）	イ．法人税が課せられていないこと	ウ．他の法人による特定支配関係がないこと（注５）
会社 株式会社 特例有限会社 合同会社 合名会社 合資会社	定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表（注２）	法人税確定申告書別表第１の写し又は納税証明書（写しも可）（注３）（注４）	法人税確定申告書別表第２の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿（注４）
一般財団法人・一般社団法人	前事業年度の貸借対照表	同　上	不　要
協同組合	定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表（注２）	同　上	法人税確定申告書別表第２の写し又は出資者の名簿（注４）
出資を有しない協同組合	前事業年度の貸借対照表	同　上	不　要

（注１）資本金又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業

年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の６０／１００に相当する金額が３億円以下であること（手数料令１条の２第２号イ、特施令９条２号イ、特施規７１条１項）。

（注２）定款については、申請をする時点において申請者が要件を満たす者であることを証明する最新の内容であること。法人登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第１１条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（注３）更正通知及び修正通知がある場合にはこれらの書面も含む。

（注４）法人税確定申告書については、減免申請日に取得できる最新のものとする。

（注５）「特定支配関係がない」とは、ａ.及びｂ.に該当していることを指す（手数料令１条の２第２号ハ、特施令９条２号ハ、特施規７１条３項）。

ａ．申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の１／２以上の株式又は出資金を有していないこと。

ｂ．申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の２／３以上の株式又は出資金を有していないこと。

３．減免の適用件数の限度

減免の要件を満たす対象者のうち一部の者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免の適用件数に上限が定められている（→０７．５０）。

（改訂令和６・４）

注1 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該誤訳訂正書（特施規１１条４項、１１条の２第２項、２７条４項）。

注2 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる（特施規１０条１項、２項）。